

男子・女子強化専門部会規程

(定義)

第1条 この規程は(財)日本ハンドボール強会強化委員会の下部機関としての男子・女子強化専門部会(以下、専門部会という)の運営について定める。

(目的)

第2条 本専門部会は、ハンドボール技術・戦術の向上とナショナルチームの強化を図ることにより、ハンドボール界の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 本専門部会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

1. ナショナルチームの強化育成に関する事
2. 競技力向上施策に関する事
3. 強化に関する国際情報の収集・分析・対策に関する事
4. その他、目的を達成するために必要な事業

(委員会構成と会議)

第4条 委員会は、強化委員会から男女それぞれの担当者を選任し、各カテゴリーの監督・ヘッドコーチが委員となる。
会議は必要の都度、専門部長が招集し、その議長となる
会議終了後、議事録を作成し強化委員会に提出、その承認を得なければならない。

(専門委員会)

第5条 本専門部会は、その事業を円滑に行うため必要の都度専門分科会を設けることができる。

(規程の改廃)

第6条 本専門部会は、専門部会規程を改廃する場合、強化委員会の承認を得なければならない。

(任期)

第7条 委員の任期は、就任の翌年3月3日までとする。
委員は、その任期満了後も後任者が就任するまではその職務を行うものとする。

(付則)

この規程は平成9年11月1日から施行する。
この規程は平成17年4月1日より一部改正する。
この規程は平成19年4月1日より一部改正する。